

利根川河口部水災害対策協議会 取組方針（案）

I 洪水等による浸水発生状況

利根川河口部は、下表のとおり、過去10年間に洪水による浸水被害が5回発生しており、ほぼ2年に1回の割合で被害を被っている。このうち、令和元年10月東日本台風による洪水被害が突出している。下表に掲げるもののほか、平成23年3月の東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）による津波での浸水被害も発生している。

洪水発生時期	浸水面積(ha)	床上浸水(戸)	床下浸水(戸)	備 考
平成23年8月(台風12号)	0.2	1	3	
平成27年9月(前線)	1.3	8	14	
平成28年9月(台風18号)	3.2	2	14	
平成29年10月(台風21号)	1.3	0	19	
令和元年10月(台風19号)	未公表	41	143	浸水面積未公表、戸数は暫定値

※水害統計調査より神栖市・銚子市の被害を合計。ただし、令和元年は利根川下流河川事務所調べ

II 浸水被害発生の要因

戦後の利根川河口部の改修は、流下能力を向上させるための大量の河道しゅんせつ、河口の砂州で閉塞を防ぐための導流堤の建設等を中心に実施され、堤防は一部を除き、整備されていない。また、用地買収の難航地、樋管などの構造物の整備予定地では、堤防が不連続となっている区間も存在する。

そのため、大規模な洪水の発生のたびに無堤部又は“開口部”より洪水が溢水し、浸水被害が発生した。同時に河口部での狭い川幅、高い河床による流下能力不足も浸水被害を引き起こす原因となっている。さらに、河口部は上流からの洪水に加え、潮位の影響も受けることも被害を助長している。

III 流域治水の必要性

頻発する浸水被害を防止するため、平成14年度頃より河口部で本格的に築堤工事に着手した。しかしながら、用地取得の難航、予算制約等により、堤防整備の進捗は遅く、利根川河口部の銚子市及び神栖市の区域のうち、利根川・江戸川河川整備計画で堤防整備が位置づけられている区間の令和元年度末での堤防整備は約35%である。（なお、銚子及び波崎の各漁港部については、現整備計画からは外れている。）河道のしゅんせつに関しては、現計画に対して2%に達していない。

利根川河口部における洪水による浸水被害解消のためには、河川改修などのハード対策を積極的に進めることが必要であるが、完了までには時間と費用を要するため、関係機関が連携・協力して、流域対策及びソフト対策が一体となった流域治水としての施策が不可欠である。洪水を対象とした流域治水であっても、津波及び高潮に対して有効である。

IV 当面の取組方針

1. 当面、令和元年東日本台風による洪水と同程度の洪水に対して、浸水被害が発生しないよ

う治水対策に取り組む。

2. 河川対策（ハード対策）と併行して、流域対策及び避難等のソフト対策を充実させ、関係機関が連携して、流域治水として、洪水への備え及び洪水からの速やかな避難のための施策を行う。

V 取組内容

1. 浸水被害軽減のための治水対策の推進（河川対策）

【課題1】利根川河口部の流下能力不足及び無堤区間の存在のため、洪水の溢水による浸水被害が頻発している。

＜方向性＞○無堤部における溢水による浸水被害防止のための治水対策の推進

＜施 策＞○流下能力を高めるために、河道しゅんせつを推進する。（国土交通省）

○洪水の溢水を防止するために、無堤区間及び堤防不連続区間において、用地買収を進め、築堤、樋管をはじめ関連する構造物の整備を行う。（国土交通省）

○浸水被害が発生しているが、河川整備計画に位置づけられていない区間については、必要に応じ、計画改定に取り組む。（国土交通省）

○河口部の川幅を狭めている導流堤の処理の検討を進める。（国土交通省）

等

2. 流域における浸水被害軽減対策の推進（流域対策）

【課題2】利根川の洪水の逆流及び内水による浸水が発生している。

＜方向性＞○洪水時に樋管にポンプを設置し内水を排除する。

＜施 策＞○内水排水のため、洪水時に設置できるポンプを常備する。（神栖市、銚子市）

○洪水時のポンプ調達のため、民間事業者との協定締結を進め、速やかにポンプ設置する仕組みを整える。（銚子市）

○樋管を設置する場合は、設計段階より関係機関と協議調整を図る。加えて、操作を遠隔制御できる設備・システムを装備する。（国土交通省）

等

【課題3】利根川の洪水の水位情報及び浸水状況の把握、共有が十分ではなかった。

＜方向性＞○水位計、カメラ、浸水センサー等の機器・システムの整備

＜施 策＞○簡易水位計、簡易カメラの設置を検討し、推進する。（国土交通省）

○浸水感知センサーの設置を検討する。（国土交通省、各市）

等

3. 減災のために関係機関連携の推進（ソフト対策）

【課題4】利根川の洪水にかかる避難情報等の発表方法及び内容の改善を図る必要がある。

＜方向性＞○住民の迅速かつ確実な避難に資する情報提供の推進

＜施 策＞○利根川の水位及び浸水範囲の予測の精度向上に取り組む。（国土交通省）

○河口部の現状（無堤部の存在、潮の影響等）を踏まえた洪水関係情報、避難情報等の伝達内容・タイミング等を改善する。（国土交通省、各県、各市）

○市民への緊急情報の伝達を充実させるため、エリアメール、防災ラジオ等を用いる。（各県、各市）

○大雨(特別)警報切替後に、洪水に関する情報発信（洪水予報(臨時)等）を行う。（气象台、国土交通省）

○浸水の状況及び今後の予想を踏まえて、臨港道路の通行止めほかの措置を速や

【課題5】市の防災体制、災害発生時の対応（避難所も含む）及び情報収集／提供の改善が必要である。

<方向性>○想定される被害に応じた体制・対応の見直し

<施策>○想定される被害、市民からの要請、問合せ等に対応できる体制を構築する。(各市)

○市以外の関係機関は、状況に応じて、リエゾン（情報連絡員）派遣、ホットライン等の手段により、状況把握を行うとともに、防災気象情報等の有効な情報を提供する。(気象台、国土交通省、各県)

○避難所開設、物資供給等のマニュアルを見直す。(新型コロナウイルス感染症対策も含む) (各市、各県)

○洪水に対する関係機関連携のタイムライン（防災行動計画）を見直す。(各市、各県、気象台、国土交通省) 等

【課題6】早期避難、地域防災等にかかる住民の理解を深める必要がある。

<方向性>○さまざまな機会を活用して、市民の防災に対する理解を深める。

<施策>○住民の洪水に対する理解を深めるための講演会、シンポジウム、ワークショップ等を開催する。(洪水ハザードマップの周知も含む) (全機関)

○浸水発生地域を対象としたマイ・タイムライン作成に取り組む。(各市、各県、国土交通省)

○児童・生徒を中心とした防災教育（主に理科及び社会科）の教材作成及び課程構築に取り組む。(各市、国土交通省)

○要配慮者支援施設の避難確保計画をはじめ、災害にかかる各種計画の策定又は見直しを進める。(各市、各県、国土交通省) 等

【課題7】洪水被害に対する訓練等の充実が必要である。

<方向性>○着実に実施できる訓練から取り組み、徐々に拡大していく。

<施策>○以下の事項について、訓練またはそれに類するものを順次取り組んでいく。(全機関)

- ・洪水に関する情報の伝達訓練
- ・浸水状況（予測を含む）の把握、住民に対する避難情報の発令及び避難（経路選択を含む）、これらの情報発信の訓練
- ・浸水の発生時の施設の通行や利用停止等にかかる訓練
- ・浸水発生時のポンプの要請及び設置訓練を含む災害対策用機械操作訓練
- ・出水期前の合同巡視・施設点検
- ・災害発生時の緊急復旧訓練（建設会社との共同） 等

VI 取組体制

利根川河口部水災害対策協議会において、各機関間での情報共有を進めるとともに、Vで掲げた施策を実行可能な事項から関係機関の連携・協力の下、推進する。毎年、基本方針で位置づけられた事項のフォローアップを行い、施策が着実に実施されるよう取り組む。

施策の推進にあたり、「利根川下流域大規模氾濫に関する減災対策協議会」と連携を図る。